

肝付町農業経営開始資金交付要綱

(趣旨)

第1条 新規就農者育成総合対策実施要綱（令和4年3月29日付け3経営第3142号農林水産事務次官依命通知。以下「実施要綱」という。）に基づき、次世代を担う農業者となることを志向する経営開始直後の新規就農者で、実施要綱に定める要件を満たす交付対象者のうち、町長の承認を受けた者に対し、肝付町農業経営開始資金（以下、「資金」という。）を交付することとし、その交付に関しては、肝付町補助金等交付規則（平成17年肝付町規則第26号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(補助対象者等)

第2条 この資金の交付を受けることが出来る者の要件及び交付額は、実施要綱の規定に準ずる。

(資金の交付申請)

第3条 規則第5条の補助金等交付申請書は、肝付町農業経営開始資金交付申請書兼請求書（様式第1号）により行うものとする。

2 補助金等交付申請書の提出期限は、町長が別に定める日とする。

(資金の交付決定)

第4条 町長は、第3条に規定する申請書を受理したときは、速やかに肝付町農業振興協議会幹事会の審査に付し、資金の交付又は不交付を決定する。

2 規則第6条の規定による補助金等の交付の決定は、予算の範囲内において行うものとする。

(資金の交付の条件)

第5条 規則第6条第2項の規定による条件は、次に定めるとおりとする。

1 資金の交付を受けた者（以下「交付対象者」という。）は、自己が、次のいずれにも該当する者であってはならない。

- (1) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
- (2) 暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
- (3) 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者
- (4) 自己の不正な利益を図る目的若しくは第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用するなどしている者
- (5) 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
- (6) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
- (7) 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者

2 交付対象者は、前項の各号に掲げる者が、その経営に実質的に関与している法人その他の団体又は個人であってはならない。

(資金の交付決定の通知)

第6条 規則第6条の規定による資金の交付の決定の通知は、肝付町農業経営開始資金交付決定通知書（様式第2号）により行うものとする。

(申請の取下げ)

第7条 規則第7条の規定により申請の取下げをすることができる期間は、資金の交付の決定の通知を受けた日から起算して10日を経過した日までとする。

2 前項の規定により申請の取下げがあったときは、当該申請に係る資金の交付の決定は、なかったものとする。

(資金の額の確定)

第8条 規則第16条の規定による資金の額の確定は、第6条に規定する資金の交付決定通知をもってこれに替えるものとする。

(資金の交付)

第9条 この資金は、第8条に規定する資金の額の確定後、肝付町農業経営開始資金交付申請書兼請求書(様式第1号)により交付するものとする。

(資金の交付の決定の取り消し)

第10条 規則第8条の規定による資金の交付の決定の取り消しについては、交付対象者が、資金の交付の決定の内容又はこれに付した条件その他法令等又は町長の命令若しくは指示に違反したときは、資金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことがある。

2 前項の規定は、資金の額の確定があった後においても適用があるものとする。

(雑則)

第11条 規則及びこの要綱に定めるもののほか、必要な事項については、別に定める。

附 則

この要綱は、令和4年9月1日から施行する。

肝付町農業経営開始資金交付申請書兼請求書

年 月 日

肝付町長 様

住 所
氏 名

印

新規就農者育成総合対策実施要綱（令和4年3月29日付け3経営第3142号農林水産事務次官依命通知）別記2第6の2の（3）の規定に基づき農業経営開始資金の交付を申請します。なお、肝付町農業経営開始資金交付要綱第8条の規定により資金の額が確定された場合は、本申請をもって下記の額を交付されたく請求します。

交付期間	年 月 日 ~	年 月 日
今回申請する資金の対象期間	年 月 日 ~	年 月 日
前年の世帯所得 ^{※1} 被災による資金の交付休止期間中の所得を除く額(※2)を記載	(ア)	円
今年の交付金額 ^{※3} (150万円)	(イ)	円
今回の交付申請額		円
・生活費の確保を目的とした国の他の事業による給付等（例：生活保護制度、雇用保険制度（失業手当）等） ・農の雇用事業、就職氷河期世代雇用就農者実践研修支援事業、雇用就農者実践研修支援事業による助成（農業法人等として）、経営継承・発展支援事業による助成	<input type="checkbox"/> 受けている又は受けたことがある <input type="checkbox"/> 受けていない又は受けたことがない	

※1 本人のほか、同居又は生計を一にする別居の配偶者、子及び父母を世帯とする所得が600万円以下であること。

※2 地方税法第292条第1項第13号に定める「合計所得金額」から、被災による資金の交付休止期間中の所得を除く額。

※3 夫婦で受給している場合、この額の1.5倍を記載すること。

資金の振込口座※

金融機関店舗名等	銀行 信用金庫 信用組合 労働金庫 農業協同組合 連合会 農林中央			店・所 出張所			
	金 融 機 関 コ ー ド						
	預金・貯金の種類		普通預金・当座預金		口座番号		
	郵便局	記号	(当座) 番号				
口座名義人	(ふりがな) 氏 名						

添付書類

- ・農地及び主要な農業機械・施設の一覧、農地の権利設定の状況が確認できる書類及び農業機械・施設を自ら所有し、又は借りていることが確認できる書類※
- ・身分を証明する書類（運転免許証、パスポート等の写し。（夫婦で給付申請する場合はそれぞれの書類））※
- ・離職票の原本（離職票の提示が可能な場合）※
- ・税務署等の收受印のある確定申告書の写し（前年の所得証明書発行以前に給付申請を行う場合）
※2回目以降の申請については、前回から変更が無い場合は記入（添付）しなくてもよい

年 月 日

様

肝付町長



肝付町農業経営開始資金交付決定通知書

年 月 日付で交付申請のあった 年度肝付町農業経営開始資金に
ついては、肝付町補助金等交付規則第6条の規定により下記のとおり交付します。

記

交付決定額 金 円